

さいたま市教組情宣

さいたま市
教職員組合
(埼教組)

TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail :
[saisikyouso@mx2.
et.tiki.ne.jp](mailto:saisikyouso@mx2.et.tiki.ne.jp)
2004.6.24(木)
No. 61

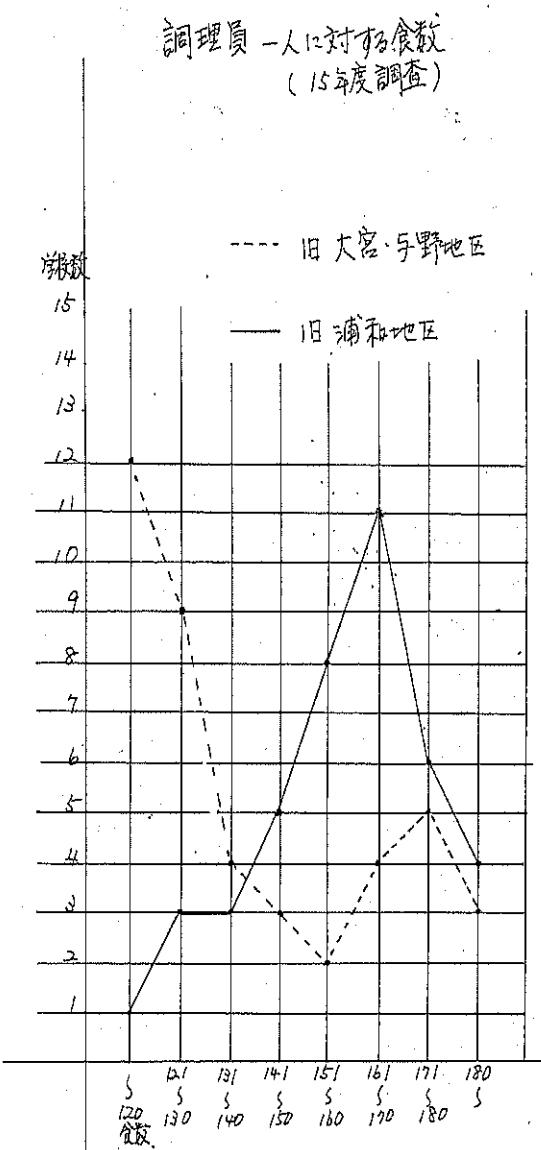
あなたの一
じぶんでもある



K小学校の栄養職員の方から、次のような声が寄せられました。

「旧二地区の調理員一人あたりの持ち食数に大きな差があります。さいたま市になって、四年目になりましたが、そろそろ修正されてもよいかと思います。旧浦和地区は、施設設備が充実しているので、他地区よりも一名少ないとの話も聞きましたが、逆にその施設設備を使いこなし、後始末をする訳ですから、逆に負担が大きいように思います。以下略」

一人職種なので、細かな仕事の悩みなどを相談できる人がいませんでしたが、学習会などに参加し、栄養士の人たちのたくさんの実践を知ることができ、また、がんばろうというエネルギーがわいてきました。



N中から、勤務時間に関連して、次のように声が寄せられました。

「休憩（法で定められている四十五分）が取れない毎日の状況の中、行事・会議など極力四時十五分の予定で計画してください。教職員が休憩を取れずに八時間以上働かせるのは避けてください。」

N中では、毎週月曜日三時十分から四時十五分が各種会議の時間となっています。

N中の勤務時間の割り振りを見ると、八時十五分始業で、四時から四時四十五分までが休憩となっています。したがって、会議の経過によっては、休憩が取れない状況も発生します。前号で紹介したように、休憩を取れず、八時間を超えて勤務した場合は、振替の対象となります。

市教委も、「勤務時間は、八時間で終わる」とあると認めています。

六〇号で「さいたま市は、昨年度まで出していた『金管楽器吹奏楽等のクラブ』の『引率して行う指導業務』に対する特殊業務手当を今年度から廃止しました。(教学教職発第八一一号)」と書きました。しかし、正確さを欠いた表現でしたので、次のように訂正します。

「さいたま市は、『八時間程度に満たない場合』の『引率して行う指導業務』に対する特殊業務手当は、『支給されない』としました。しかし、七時間一分を超えるときは特殊業務手当で支給されます、振替措置はありません。」

なお、埼教組並びにさいたま市教組は、「週四〇時間勤務の超過」、並びに特殊業務手当の超過を生かすなら、週休日や休日の勤務に対しては、特殊業務手当の支給とともに勤務時間の振替を行つべきであると考えます。

勤務時間110番

休憩を取れば
にハ時間以上
働いたり?

訂
正

